

審 第 2 7 2 8 号
答 申 第 5 5 2 号
令 和 3 年 3 月 8 日

千葉県教育委員会
教育長 澤 川 和 宏 様

千葉県情報公開審査会
委員長 荘 司 久 雄

審査請求に対する裁決について（答申）

平成29年9月14日付け教職第558号-1による下記の諮問について、別紙のとおり
答申します。

記

諮問第876号

平成29年7月29日付けで審査請求人から提起された、平成29年6月23日付け教職
第362号で行った行政文書部分開示決定に係る審査請求に対する裁決について

答 申

第1 審査会の結論

千葉県教育委員会（以下「実施機関」という。）の決定は、妥当である。

第2 審査請求に至る経緯

1 行政文書の開示請求

審査請求人は、平成29年5月24日付けで千葉県情報公開条例（平成12年千葉県条例第65号。以下「条例」という。）第5条の規定により、実施機関に対して、行政文書の開示請求（以下「本件請求」という。）を行った。

2 請求の内容

本件請求の内容は、「平成28・29年度県立学校管理職候補者研究協議会（第1日、2017年1月31日開催）の参加者名簿」である。

3 特定した対象文書

実施機関は、本件請求に係る対象文書として、「平成28・29年度県立学校管理職候補者研究協議会参加者」（以下「本件対象文書」という。）を特定した。

4 実施機関の決定

実施機関は、本件請求に対して、平成29年6月23日付け教職第362号で行政文書部分開示決定（以下「本件決定」という。）を行った。

5 審査請求

審査請求人は、本件決定を不服として、同年7月29日付けで審査請求を行った。

第3 審査請求人の主張要旨

1 審査請求の趣旨

千葉県教育委員会教育長内藤敏也（以下「教育長」という。）が、教職第362号（平成29年6月23日付け）で行った行政文書部分開示決定（以下「本件処分」という。）を取り消すとの裁決を求める。

2 審査請求の理由

本件処分は、つい先ごろ異議申立てを認容し再決定した処分と同様の内容にもかか

ならず、再度不開示としたものである。

名称、日程、配布資料等からは、平成29年6月5日付け決定を覆すに足る「協議会の性質」等の大幅な変更があったとはどうも考えられず、本件処分は違法である。

なお、このような処分は、いたずらに県民に審査請求の労を負わせ、情報入手を遅らせるものである。よって、すみやかに本審査請求を認容し、当該文書を開示すること。

3 反論書の要旨

(1) 条例第8条第2号ただし書ハ該当性について

別添「答申」(以下「答申」という。)のとおり、「本件参加者は、本件協議会に職務として参加したことは明らかであり、職務遂行情報として条例第8条ただし書ハに該当し、本来、本件参加者の氏名は開示されるのが原則である。」

なお、教育長は「身分情報であるため、条例第8条第2号ただし書ハに該当しない」と主張するが、上記のとおり、条例第8条ただし書ハの該当性については、職務遂行情報であるか否かが判断の基準となっており、「該当しない」との主張には理由がない。

また、本件参加者に権利利益の侵害のおそれがあるか否かの検討については、弁明書の記述が答申の判断に影響を及ぼすことはない。

よって、本件参加者氏名は、条例第8条第2号に該当しない。

(2) 条例第8条第6号ただし書ニ該当性について

弁明書の記述が答申の判断に影響を及ぼすことはない。

よって、本件参加者氏名は、条例第8条第6号ただし書ニに該当しない。

(3) 結論

以上、本件不開示部分は開示すべきである。

(4) 付記

別添「起案文書」のとおり、本件処分は、答申を踏まえてなされたものとはどうも考えられず、また、起案用紙の「不開示理由」欄の記載が「2号、3号」となっているなど、十分な検討がなされないまま前回決定を覆している。

その中で、本件処分に係る審査請求についても千葉県情報公開審査会への諮問がなされており、このことはいたずらに審査会委員諸氏の手を煩わすことに他ならない。

よって、即刻諮問を取り下げるとともに、本審査請求を認容し、本件参加者氏名

を開示すべきである。

第4 実施機関の弁明要旨

1 本件対象文書の特定及び内容

(1) 本件対象文書の特定について

本件請求を受け、実施機関は本件対象文書を特定し、本件決定を行った。

(2) 本件対象文書の内容について

本件対象文書は、平成29年1月31日に行われた平成28・29年度県立学校管理職候補者研究協議会の参加者を記載したものである。

この協議会の開催の目的は、学校の管理運営に関する基本的な事項について学ぶとともに、千葉県の教育行政について見識を一層深め、管理職の候補者として資質及び能力の向上を図ることである。協議会の主な内容は、教頭として学校の運営に係る実務上必要とされる事項である。

参加の対象となる者は、教育庁教育振興部教職員課長が指名し、本件対象文書は指名された者を記載したものである。

2 本件決定の理由

(1) 不開示部分について

本件対象文書中、氏名（以下「本件不開示部分」という。）は、条例第8条第2号及び第6号に該当するとして不開示としたものである。

(2) 条例第8条第2号該当性について

ア 条例第8条第2号本文該当性について

本件不開示部分については、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができる情報であることから、同条第2号本文に該当する。

イ 条例第8条第2号イ該当性について

本件不開示部分については、法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報とは言えないことから、同号イに該当しない。

ウ 条例第8条第2号ロ該当性について

本件不開示部分については、人の生命、健康、生活又は財産を保護するために、公にすることが必要であると認められる情報とは言えないことから、同号ロに該当しない。

エ 条例第8条第2号ハ該当性について

平成28・29年度における当協議会の参加者は、原則として平成28年度における千葉県公立学校校長・教頭候補者選考のうち県立学校選考（教頭選考に限る。）の合格者を指名しており、当該選考の合格者と当協議会の参加者とが同一となる。当該合格者の氏名は、実施機関が人事管理上保有する職員等の身分情報であるため、同号ハに該当しない。身分情報である選考合格者の氏名と原則として同一となる当協議会の参加者の氏名を開示した場合、当協議会の参加者の権利利益が害されるおそれがあることから、当該情報は開示すべきものではない。

オ 条例第8条第2号ニ該当性について

本件対象文書については、食糧費の支出を伴う懇談会、説明会等に係る情報は記録されていないことから、同号ニに該当しない。

(3) 条例第8条第6号該当性について

上記(2)エのとおり、原則として、平成28年・29年度における当協議会の参加者は、実施機関が人事管理上保有する職員等の身分情報である、平成28年度における千葉県公立学校校長・教頭候補者選考のうち県立学校選考（教頭選考に限る。）の合格者と同一である。実施機関は当該合格者の中から教頭を登用している。

このことから、当協議会の参加者は、実施機関の人事管理に係る事務に関する情報であり、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがあることから、同条第6号ニに該当する。

3 弁明の理由

審査請求人は、上記第3 2のとおり主張する。

しかし、上記2(2)のとおり、本件不開示部分は、特定の個人を識別することができる情報であることから、同条第2号本文に該当し、同号イからニまでのいずれにも該当しない。

また、上記2(3)のとおり、本件不開示部分は、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがあることから、同条第6号ニに該当する。

なお、行政文書開示決定通知書（平成29年6月5日付け教職第253号）において、平成26年度第2回の当協議会に係る参加者の氏名を開示しているが、これは、平成28・29年度の当協議会とは異なり、その年度までにおける当該選考の合格者の一部を指名していることから開示したものである。

したがって、審査請求人は条例の解釈を誤ったものであり、審査請求人の主張には

理由がない。

第5 審査会の判断

当審査会は、審査請求人の主張及び実施機関の弁明並びに本件対象文書を基に調査審議した結果、次のとおり判断する。

1 本件対象文書

本件対象文書は、平成28・29年度県立学校管理職候補者研究協議会参加者の名簿であり、題名、番号及び氏名が記載されている。

2 本件決定の妥当性

当審査会が本件対象文書を見分したところ、実施機関は、本件対象文書に記載された情報のうち、本件不開示部分を条例第8条第2号及び第6号に該当するとして不開示としている。

これに対して、審査請求人は、本件決定を取り消すべき旨主張していることから、実施機関が行った本件決定の妥当性について、次のとおり検討する。

本件不開示部分は、当協議会の参加者に係る個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものと認められ、同条第2号本文に該当する。

そして、本件不開示部分は、実施機関の職員が職務として当協議会に参加していることからすると、同号ハに規定する公務員における職務の遂行に係る情報である。

一方で、当審査会が事務局職員をして実施機関に確認させたところ、本件不開示部分は教頭に登用されなかった者についての情報を含んでおり、これは公表されておらず、また、当協議会の参加者には教頭に登用されるまで期間を要する者もいるとのことであった。

そうすると、本件不開示部分を開示することにより、報道機関に発表する人事異動に関する資料及び千葉県職員録と照合することで、それぞれの当協議会の参加者が登用されるまでに要した期間及び登用の有無が明らかとなり、教頭に登用されるまでに長期間を要したことが明らかになった者については、保護者等からは教頭としての資質に疑いをもたれるなど当該教頭の評価の低下を招くおそれがあることは否定できない。

以上のことからすると、本件不開示部分は、実施機関の職員が職務として当協議会に参加していることを示す情報にとどまらず、当該職員の公務員の立場を離れた個人としての評価を低下させる性質を有するものであり、その意味で私事に関する情報の

側面も有するものである。

したがって、本件不開示部分は、同号ハの適用に尽きるものではなく、私事に関する情報という側面ではなお同号本文の適用を受けるとすべきであるところ、本件不開示部分が同号イ、ロ及びニにも該当しないと認められることから、同条第6号について判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

3 審査請求人のその他の主張

審査請求人は、その他種々主張しているが、当審査会の判断に影響を及ぼすものではない。

4 結論

よって、実施機関の本件決定は、妥当である。

第6 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、次のとおりである。

年 月 日	処 理 内 容
平成29年 9月14日	諮問書の受付
平成29年10月17日	反論書の写しの受付
令和 2年 8月28日	審議
令和 2年 9月30日	審議
令和 2年10月29日	審議

(参考)

千葉県情報公開審査会第1部会

氏 名	職 業 等	備 考
大久保 佳織	弁護士	
荘司 久雄	城西国際大学非常勤講師	部会長
湊 弘美	弁護士	部会長職務代理者

(五十音順)